熱海市長

齊 藤 栄 殿

静岡県弁護士会会長 諏訪部 史人

公費解体申請期限の大幅延長等の要請書

第1 要請の趣旨

被災建物の公費解体に関して、下記のとおり要請いたします。

- 1 令和3年7月3日に発生した土石流による被災建物の公費解体の申請期限の大幅な延長と、延長後も申請期限については柔軟な取り扱いをすること。
- 2 被災者に対し、延長された申請期限の広報をすること。

第2 要請の理由

- 1 上記公費解体の申請の期限が令和4年1月末日に設定され、被災者に 広報されております。
- 2 一方、静岡県災害対策士業連絡会が実施しております被災者相談において、公費解体を申請すべきか期限までに判断できないがどうしたらよいか、との切実な相談が寄せられました。

相談の対象となった被災建物は、現在警戒区域内にあり、立入が制限されています。

そのため、修補の可能性、可能な場合の費用、解体する場合の費用、 建て替える場合の費用などを、検討することができないとのことでした。 そもそも、被災した建物の所在地にそのまま居住するか否かについて も決めることができないとのことでした。仮に他の場所に住居を建て替 えるとしても、どこに、どのような仕様で、どのくらいの費用をかけた らよいのかもわからないと切々に訴えられておられました。

3 被災者が公費解体の申請を決断するためには、修補の可否、金額や、 建て替えをした場合の金額などを把握することが最低限必要です。これ らは、専門業者などによる建物の状態の確認、修補費用の見積もり、建 て替える場合の費用の見積もりを前提とするため、当然に専門業者など が対象建物を現場で十分に見分することが必要です。 それができず、あるいは制限されている状況の下で、被災者が公費解体を申請するか否かの判断ができないことは当然のことで、被災者には何らの非もありません。

4 さらに、被災地域の復興計画によっては、被災土地が公用収用の対象 になったり、住環境が被災前から大きく変化することもあり得ます。

そのような計画内容も明確にならない段階で、被災者が、被災地にそのまま居住するのかどうかを決められないこともあります。

以上から、公費解体の申請期限を令和4年1月末日に固定することは、 被災者に不可能を強いることになるのは明らかです。

- 5 実際、岡山や広島など、他の被災地におきましても、当初の公費解体 の申請期限は大幅に延長されています。
- 6 なお、今回の災害により公費解体の対象となる建物は、基本的に警戒 区域内にあって、立入が制限されておりますので、一定期間解体されず に残置されたとしても、他に被害を及ぼす危険性は極めて少ないと言え ます。
- 7 以上から、令和3年7月3日に発生した土石流による被災建物の公費 解体の申請期限の大幅な延長と、延長後も申請期限については柔軟な取 り扱いをすることを要請するものです。

以上